保険料の見直し

均等割と所得割が増額されます

被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料が次のとおり改定されます。

【平成 29 年度】

均等割 【1人当たりの額】 49.809 円

所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】

1年間の保険料

(平成 28 年中の所得- 33 万円) ×10.51%

限度額 57 万円 (100 円未満切り捨て)

【平成30年度】

50.205 円 (396円増)

(平成 29 年中の所得-33 万円)×10.59% (0.08 ポイント増)

限度額 62 万円 (5万円増)

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

均等割2割・5割軽減の範囲が拡大されます

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が拡大されます。該当する方の保険料が下 がります。

【平成 29 年度】

所得が次の金額以下の世帯

5割軽減 33万円 + (27万円×世帯の被保険者数) 2割軽減 33万円+(49万円×世帯の被保険者数)

【平成30年度から】

所得が次の金額以下の世帯

33 万円 + (27 万 5,000 円×世帯の被保険者数) 33 万円 + (50 万円×世帯の被保険者数)

所得割の軽減がなくなります

保険料所得割軽減がなくなり、所得のある方の保険料が高くなります。

【平成 29 年度】

【平成30年度から】 軽減割合

所得が次の金額以下の世帯 所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方

2割軽減

軽減なし

被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が縮小されます

後期高齢者医療制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が縮小されるため、保険 料が高くなります。

被用者保険の被扶養者だった方

【平成 29 年度】 所得割 かかりません

【平成 30 年度】 かかりません 【平成31年度から】 かかりません

資格取得後2年を経過する月までの間に限り、5割軽減

※所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

■問合せ 福祉保健課医療給付係(看47-5555 総合福祉センター窓口7番)



後期高齢者医療制度 のお知らせ

被保険者証・減額認定証の一斉更新

平成 30 年度の保険料額を通知します

後期高齢者医療制度は、被保険者(加入者)の皆さんにご負担いただいている保険料によって成り立って おり、保険料は皆さんが将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源となります。

★平成30年度の保険料額につきましては、7月中に個別にお知らせしますので、ご確認ください。 保険料率、計算方法、軽減割合については、保険料額決定通知書と一緒に送られる「後期高齢者医療制度 パンフレット」をご参照ください。

保険証が新しくなります



現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日までとなっていますので、 8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証(桃色)を郵送しますので、お手元に届きました ら、お持ちの黄色の保険証を破棄し、桃色の保険証をご使用ください。

- ●新しい保険証の有効期限は、平成31年7月31日までです。
- 紛失したときや汚れたときは再交付しますので、福祉保健課 医療給付係までお申し出ください。

新しい保険証の色は桃色です

越額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証は、有効期限が7月31日までとなっていますので、8月以降は使用できなくな ります。

8月以降も交付対象となる方につきましては、7月中に保険証と一緒に新 しい減額認定証(水色)を郵送しますので、8月になりましたら、水色の減 額認定証をご使用ください。

新しい減額認定証の有効期限は、保険証と同じく平成31年7月31日ま でです。

過去に減額認定証の交付を申請したことがない方で認定証の交付を希望 される方は、福祉保健課医療給付係までお申し出ください。

※減額認定証の交付対象となるのは、世帯全員が住民税非課税 の方です。

新しい減額認定証の色は水色です



